

大和市告示第199号

大和市介護ロボット導入事業費補助金交付要綱を次のように定める。

平成28年9月30日

大和市長 大 木 哲

大和市介護ロボット導入事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護従事者の身体的負担の軽減、業務の効率化その他の介護従事者が継続して就労するための働きやすい職場環境の整備のために、介護ロボットを先駆的な取組として導入する介護サービス事業者に対し、予算の範囲内において費用の一部を補助することについて、大和市補助金交付規則（昭和42年大和市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助の対象となる者（以下「対象者」という。）は、市内に事業所又は施設を有する介護サービス事業者（介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の32に規定する介護サービス事業者をいう。以下同じ。）であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 神奈川県地域医療介護総合確保基金（介護分）事業費補助金交付要綱（平成27年7月28日施行。以下「県要綱」という。）第2条第7号に掲げる介護ロボット支援事業について、補助金の交付決定を受けていること。
- (2) 前号の補助金のほかに、この要綱による補助金の交付と補助の対象となる費用（以下「補助対象費用」という。）に対し、他の法律又は制度に基づく国又は県の負担又は補助を受けていないこと。
- (3) 本市の市税等に滞納がないこと（滞納があっても既に分割等で納付履行中又は分割納付誓約書を提出した場合を含む。）。

(補助対象機器)

第3条 補助の対象となる機器は、次の各号のいずれにも該当する介護ロボットとする。

- (1) 日常生活支援における移乗介護、移動支援、排せつ支援、見守り又は入浴支援のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果があること。
- (2) 次のいずれかに該当すること。

ア ロボット技術（ロボットが、センサー等により外界や自己の状況を認識し、当該認識によって得られた情報を解析した結果に応じた動作を行うことができることをいう。）を活用する

ことにより、従来の機器ではできなかった優位性を発揮すること。

イ 経済産業省が実施するロボット介護機器開発・導入促進事業に採択されていること。

(3) 販売価格等が公表されており、一般に購入又はリース若しくはレンタルができる状態にあること。

(4) 対象者が運営する市内の事業所又は施設に導入するものであること。

2 補助の対象となる機器の台数は、施設・居住系サービスを行う介護サービス事業者にあつては、その利用定員数を10で除した数を、在宅系サービスを行う介護サービス事業者にあつては、その利用定員数を20で除した数を限度とする。ただし、利用定員数の定めのないサービスについては、1日の利用限度人数を利用定員数とみなす。

3 前項の場合において、補助の対象となる機器の台数の限度に1未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

(補助対象費用)

第4条 補助対象費用は、前条の介護ロボットの導入費用（リース又はレンタルにより導入する場合は、初期費用及び導入当初年度のリース料又はレンタル料の総額）（消費税及び地方消費税の額を除く。）とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象費用から介護ロボット導入に係る寄附金その他収入（県要綱による補助金を除く。以下同じ。）の額を除いた額に10分の9を乗じて得た額とする。ただし、介護ロボット1台につき2,000,000円を上限とする。

2 前項の場合において、補助金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、補助金の交付は、対象者につき3,000,000円を超えて行うことができないものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大和市介護ロボット導入事業費補助金交付申請書に規則第4条に規定する補助事業計画書及び補助事業収支予算書のほか次に掲げる書類を添えて、当該年度の12月28日までに市長に申請しなければならない。ただし、市長が必要と認める場合は、1月4日以降で別に定める日まで申請することができる。

(1) 県要綱による交付決定通知書（変更交付申請をしている場合は、当該変更交付申請に対する交付決定通知書を含む。）の写し

(2) 介護サービスを提供する事業所又は施設の利用定員数が分かる書類

(3) 導入する介護ロボットのカatalog等

(4) 見積書の写し

(5) 寄附金その他収入の額が分かる書類（寄附金その他収入がある場合に限る。）

(6) 介護従事者負担軽減のための介護ロボット導入計画（達成すべき目標、導入すべき機器、期待される効果等が記載されたもの）

(7) その他市長が必要と認める書類

（交付決定の通知）

第7条 市長は、規則第5条の規定による審査の上、交付しないときは補助金不交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

（軽微な計画変更）

第8条 補助事業者が、補助事業の軽微な計画変更をしようとする場合で、市長が認めるものについては、規則第8条の手続を省略することができる。

（実績報告等）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、規則第10条に規定するもののほか次に掲げる書類を添えて、当該年度の2月末日までに市長に実績報告をしなければならない。ただし、市長が必要と認める場合は、3月1日以降で別に定める日までとする。

(1) 補助対象事業に係る契約書等の写し

(2) 補助対象事業に係る領収書の写し

(3) 導入した介護ロボットの写真

(4) その他市長が必要と認める書類

2 補助事業者は、導入した介護ロボットを30日間以上使用し、導入によって得られた効果に関するデータを客観的な評価指標に基づいて記録し、当該年度の2月末日までに市長に報告をしなければならない。ただし、市長が必要と認める場合は、3月1日以降で別に定める日までとする。

（補助金額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときはその内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付額を確定して、補助金交付額確定通知書により申請者へ通知するものとする。

（請求及び交付の時期）

第11条 前条の規定により補助金の額が確定したときは、補助事業者は、速やかに市長に請求書を提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（様式）

第 12 条 この要綱で使用する様式は、別表に掲げるとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、平成 31 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた第 7 条の規定による申請に係る事案については、なお従前の例による。

別表（第 1 2 条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第 1 号様式	大和市介護ロボット導入事業費補助金交付申請書	第 7 条
第 2 号様式	補助金不交付決定通知書	第 8 条
第 3 号様式	補助金交付額確定通知書	第 1 0 条